

個人情報保護審議会答申の概要

答申第 161 号（諮問第 191 号）

件名：政策企画局の本庁各課が保有する審査請求人の情報の不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

令和 2 年 7 月 20 日

2 原処分

令和 2 年 8 月 3 日（不開示（不存在）決定）

愛知県知事は、審査請求人に係る「政策企画局の本庁各課が所管する事務に関して、保有する審査請求人の情報」の自己情報開示請求について、愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）第 21 条第 2 項（開示請求に関する保有個人情報を保有していない）に該当するとして、不開示とした。

3 審査請求

令和 2 年 8 月 28 日

原処分の取り消しを求める。

4 諒問

令和 2 年 9 月 30 日

5 審議会の結論

愛知県知事が、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

6 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

ただし、開示請求の対象となるものは保有個人情報であり、行政文書に記録されたものに限られるため、当該文書が存在することが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張から、本件請求対象保有個人情報の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、政策企画局の本庁各課が所管する事務に関して、保有する審査請求人の情報が記載された行政文書と解される。

(3) 本件請求対象保有個人情報の存否について

実施機関によれば、開示請求が、課や事務を特定したものでなく、「政策企画局の本庁各課が所管する事務」を対象としてなされているため、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得する可能性のある事務について、政策企画局の本庁各課が保有している簿冊等の行政文書を探索したが、本件請求対象保有個人情報は存在しなかったとのことである。

当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、探索は、保有個人情報が電磁的記録として記録されている個人情報取扱事務については、電子計算機の検索機能を用いて行い、保有個人情報が紙の文書として記録されている個人情報取扱事務については、当該文書を確認することにより行ったとのことであった。

政策企画局の本庁各課が所管する本件請求対象保有個人情報を作成又は取得する可能性のある事務について、電磁的記録及び紙の文書を探索した結果、本件請求対象保有個人情報は存在しなかつたことからすれば、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象保有個人情報の存否については前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。